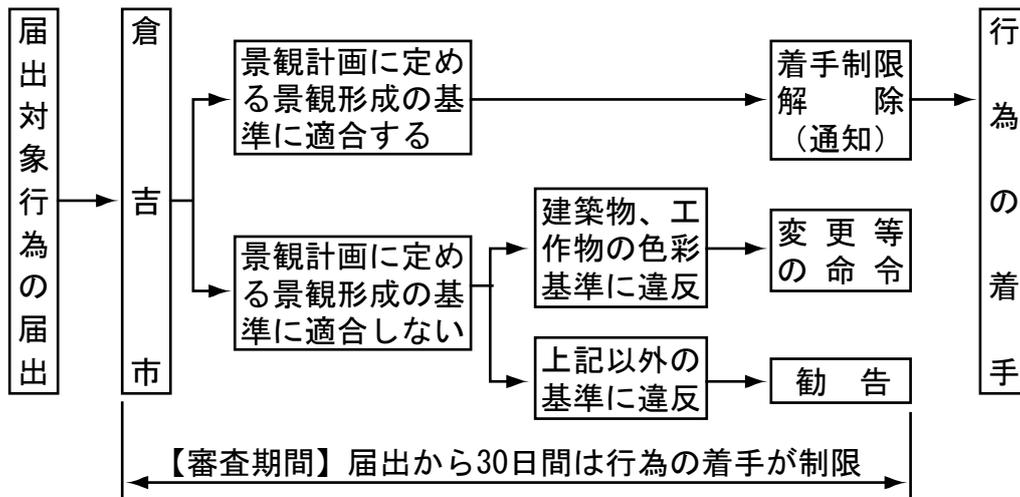


届出対象行為の届出の審査手続きについて



<届出対象行為の届出>

倉吉市内において、届出対象行為を行う場合は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日などを倉吉市長に届け出る必要があります。

(景観法第 16 条)

<変更等の命令>

倉吉市景観計画に定められた建築物又は工作物の色彩基準に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、適用させるため必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じます。なお、届出を行ったものに対しては、届出があった日から 30 日以内に行います。

(景観法第 17 条)

<勧告>

届出をした者に対し、倉吉市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しない場合は、設計の変更その他の必要な措置をとることを届出があった日から 30 日以内に勧告します。

(景観法第 16 条)

<罰則>

変更等の命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処することがあります。

届出をせずに又は虚偽の届出を行った者は、30 万円以下の罰金に処することがあります。

行為の着手制限に違反し、届出に関わる行為に着手した者は、30 万円以下の罰金に処することがあります。

(景観法第 101・102 条)